

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(月) 午前9時10分～午前10時30分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

### ●農業委員13人

|   |   |     |      |        |
|---|---|-----|------|--------|
| 会 | 長 | 山   | 本    | 淳(14番) |
| 委 | 員 | 1番  | 福石幸生 |        |
|   |   | 2番  | 大森正良 |        |
|   |   | 3番  | 上田陽一 |        |
|   |   | 4番  | 藪内孝博 |        |
|   |   | 6番  | 米村進司 |        |
|   |   | 7番  | 濱崎智熙 |        |
|   |   | 8番  | 寺尾孝則 |        |
|   |   | 9番  | 岸本利博 |        |
|   |   | 10番 | 賀山圭子 |        |
|   |   | 11番 | 北村凱男 |        |
|   |   | 12番 | 山本一美 |        |
|   |   | 13番 | 飯野幸義 |        |

### ●農地利用最適化推進委員5人

|     |       |
|-----|-------|
| 15番 | 横田光男  |
| 16番 | 宮本裕澄  |
| 17番 | 河本俊一郎 |
| 19番 | 藪田俊博  |
| 20番 | 上田芳夫  |

4. 欠席委員(2人)

|     |      |
|-----|------|
| 5番  | 上根慶万 |
| 18番 | 小谷幸次 |

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

4番 藪内孝博

7番 濱崎智熙

日程第4 報告事項

①前総会(9月10日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

③議案第 3 号 令和 2 年度農用地利用集積計画第 5 号について

④議案第 4 号 令和 2 年度農用地利用配分計画第 5 号について

日程第 6 その他

①令和 2 年度農用地利用集積検討会及び機構法 26 条会議開催計画について

②町が発注する工事に關する一時転用について

③農業委員会組織による「令和 2 年 7 月豪雨災害義援金」の募集について

④令和 2 年度農業委員会特別研修会開催要領（案）について

⑤農地法第 3 条の規定に關する審査基準について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 補 佐 前 田 悟 史

主 任 西 川 恵

その他

（一財）岩美町振興公社 事務局長 吉田浩司

主事 廣谷明裕

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>ただいまから令和２年度第７回総会を開催いたします。</p> <p>初めに、総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は１４名中１３名で、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、１８番の小谷委員からは欠席する旨、ご連絡をいただいております。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>それでは、会長のほうからご挨拶をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長 | <p>改めましておはようございます。</p> <p>秋の刈取りも大方終盤のほうに向かっております。山のほうは大体終わりましたですけど、平野部のほうが黄色い穂がまだたなびいておるような状態ですけど、早々に急ピッチで終わらせていただけるんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>皆さんの出来はどうだったんでしょうか。いろいろ春からの努力で収穫ができました。また反省もあるでしょうし、そういうことを気にしながらまた来年に向けての作業のほうへ進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>農業委員会のほうも、農地利用集積で今、人・農地プランの計画を産業建設課のほうで進めておりますけれど、またいろいろお願いがあるかもしれません。その節にはどうぞ十分協力してやっていただきたい。また、我々の本務でもありますので、積極的に参加していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p> <p>農業委員会規則第１３条２項に規定する議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長 | <p>それでは、４番の藪内委員さん、それから７番の濱崎委員さんをお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

議 長

それでは、報告事項に入らせていただきます。  
事務局のほうでお願いします。

事務局

資料のほうが3ページになります。

9月10日開催の総会のでんまつです。

1つ目は3条がありまして、1件6筆ということで、陸上地内の田と畑の贈与による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、9月11日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。

それから、2つ目が5条1件1筆ということで、岩常地内の畑に関する現場事務所等の設置を目的とした一時転用についてお諮りし、承認いただきましたので、9月11日付で県の東部農林事務所のほうへ進達しております。その後、9月15日付で県の許可が下りまして、9月18日に許可指令書を受領しました。同日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。

それから、4ページですけれども、農地法第18条第6項の規定による通知についてということで報告いたします。

今回、農地法18条6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものがございます。2件2筆となっております。

機構との契約のほうも解除しておりますので、この後の集積計画で再度、機構に利用権設定され、議案第4号の配分計画において\*\*\*\*\*に配分される予定となっております。

それから、続いて5ページですけれども、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてということですが、このたび\*\*\*\*\*の携帯電話無線基地局の設置について東部農林事務所長より通知がありました。

この携帯電話無線基地局については、農地法施行規則第53条第14号の規定によって農地転用許可が不要とされている項目となります。ですので、県のほうの通知によって把握をしているということです。

設置される場所は5か所ありまして、次の6ページにも続いてありますが、それぞれ申しますと、1筆目は大谷\*\*\*\*\*、地目は畑です。428平米のうち1.44平米に設置するということです。それから、所有者は岩美町大谷の\*\*\*\*\*さん、工期は令和2年9月17日から令和2年10月17日です。

こちらのほうの場所等については資料1のほうに掲載をしております。資料1のほうに場所と設置のイメージ図を次のページという形で5筆とも載せておりますので、ご確認ください。

6ページ、2筆目ですが、浦富\*\*\*\*\*、地目は畑です。こちら330平米のうち1.44平米を転用するということで、所有者は浦富の\*\*\*\*\*

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>さん、工期は令和2年9月25日から令和2年10月25日。</p> <p>3筆目は恩志の*****、地目は畑、586平米のうち1.44平米、所有者は恩志の*****さん、工期は令和2年9月23日から令和2年10月23日です。</p> <p>それから4筆目ですけども、岩井の*****、地目は田です。637平米のうち1.44平米、所有者は長谷の*****さん、工期は令和2年9月28日から令和2年10月28日です。</p> <p>それから最後、5筆目ですが、河崎*****、地目は畑です。401平米のうち1.44平米です。所有者は河崎の*****さん、工期は令和2年10月6日から令和2年11月6日となっております。</p> <p>このうち4筆目の岩井*****は、*****が利用権設定されているんですけども、そちらの*****のほうにも許可を取って、排水に問題ない場所に設置するということで了解を得ているとのことなんです。</p> <p>報告は以上となります。</p> |
| 議 長 | <p>報告事項の説明が終わりました。</p> <p>何か質問がありましたらよろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>資料は7ページと、別添で資料2というものを付けております。</p> <p>今回、2件18筆の非農地証明申請書が提出されて受理しております。</p> <p>1件目は、番号1番から7番、荒金の*****というところの7筆となります。申請者は陸上の*****さんです。</p> <p>まず、1番から4番ですが、大字荒金*****ほか3筆ですけども、登記簿上は田ですけども、現況は原野となっております。資料2の1ページに地番号、それから2ページ目に現況の写真を掲載しております。こちらについては、現況は原野となっております。いずれも樹木、雑草が生い茂り、荒れ地となっているとのことで、証明は飯野委員さんにいただいております。</p> <p>それから、5番から7番は荒金*****ほか2筆、登記簿上は畑ですが、</p>                                                                                 |

現況は原野となっております。こちらについても、樹木、雑草が生い茂り、荒れ地となっているとのことで、証明を飯野委員さんにいただいております。これが1件目となります。

2件目は、番号8番から、11ページまでありますが、番号18番までです。申請者は、亡くなられている方ですけれども、\*\*\*\*\*さんという方の相続財産管理人である\*\*\*\*\*の\*\*\*\*\*さんです。これが、\*\*\*\*\*さんの親族が相続放棄したことで、財産管理人ということで弁護士の方がついていて、その方からの申請ということになっております。

資料2の3ページに申請地の場所を赤く示しておりますが、岩本の辺り一帯に散らばっておりますが、掲載しております。

まず、8番の岩本\*\*\*\*\*ですが、これは登記簿上は畑ですが、現況は4ページ、一番最初の写真2枚を見てもらったら分かるようにコンクリートで埋められて石碑が建っております。雑種地となっております。用途変更の年代は不詳ですけれども、石碑が建っており、雑種地となっているということです。

それから、続いて9番から16番、これは\*\*\*\*\*というところと\*\*\*\*\*というところですが、こちらのほうが登記簿上は畑ですが、現況は原野となっております。4ページの2段目の辺りの写真になりますが、丈の長い雑草が繁茂し、原野となっているとのことです。

それから、最後に17、18番ですけれども、こちらは岩本\*\*\*\*\*ほか1筆ですけれども、登記簿上は畑ですけれども、現況は山林となっております。一番最後の右下の写真ですね。いずれも樹木が生い茂り、人が立ち入れる状況にない山林となっているとのことです。証明は北村委員のほうにいただいております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質問のある方、疑問のある方。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

ありがとうございました。賛成多数で承認されました。

議 長

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

今回、4 件 5 筆の申請を受理しております。説明は 1 2、1 3 ページと資料 3 を使って説明させていただきます。

まず、1 筆目と 2 筆目、番号 1 番と 2 番ですが、これは交換による所有権移転となっておりますので、併せて説明させていただきます。

申請地は本庄\*\*\*\*、1 番のほう\*\*\*\*、2 番\*\*\*\*になります。\*\*\* \*\*は面積が 1、1 8 6 平米、登記地目、現況地目とも田となっております。農振農用地区域内です。それから、2 筆目は同じ本庄中\*\*\*\*、1、1 8 2 平米、こちらも登記地目、現況地目とも田となっております。農振農用地区域内です。場所については、資料 3 の 1 ページの赤く塗った部分、隣り合った田んぼということになります。\*\*\*\*の譲受人は岩美町本庄の\*\*\*\*さん、5 5 歳です。それから\*\*\*\*のほうの譲受人は岩美町本庄の\*\*\*\*さん、5 9 歳です。

今回の申請地は、見ていただいたように隣り合った水田となっております。\*\*\*\*さん、\*\*\*\*さんがそれぞれ耕作していたんですが、登記簿を確認したところ自分の所有の土地と逆の土地を耕作していたことが判明したらしく、登記をきちっとしようということで今回の交換による所有権移転を行うこととなったそうです。

許可要件については、資料 3 の 2 ページで説明させていただきます。

許可要件のほう、(1) 番ですけども、まず\*\*\*\*の譲受人の\*\*\*\*さんは農地法上の要件の全部効率要件ですけども、農業用機械をトラクター、田植機、コンバイン 1 台をそれぞれ所有しておられます。

それから、取得後に本人または世帯員が農作業に常時従事、常時従事要件については本人が年間 5 0 日、夫が 2 0 0 日農作業に従事しておられるそうです。

それから、農業委員会が定める農地取得に係る下限面積を超えているかどうかということで下限面積ですが、取得後 1 万 8、1 7 0 平米で 1 8 1 アール、本庄の下限面積は 1 0 アールですので、条件を満たしております。

それから、周辺地域との調和ですが、引渡し前も後も水田として利用するため周辺農地への影響はないと考えます。それから、地域での定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

それから、前回の総会のときにもご説明しましたが、今年度からは岩美

町のほうで設定している基準というのがありまして、その基準のほうの条件、継続して耕作の部分ですが、こちらについては誓約書のほうを提出していただいております。それから、通作距離は自宅から徒歩5分ということです。

それから、\*\*\*\*\*のほうの譲受人、\*\*\*\*\*さんのほうですけども、農業用機械をトラクターと田植機1台それぞれを所有しております。

それから、取得後に本人または世帯員が農作業に常時従事の方ですが、本人が年間200日、夫が年間50日農作業に従事しておられるそうです。

それから、下限面積ですが、取得後の耕作面積は7,198平米で71アールとなります。こちら、本庄の下限面積は10アールですので、超えております。

それから、周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことについては、先ほどと同じく水田として今後も利用するため周辺農地への影響はない。それから、地域での水路清掃、除草作業等に参加し、用水路の管理に努めるということです。

それから、先ほどと同じく誓約書をいただいておりますし、通作距離は徒歩5分ということで問題がないと思われます。

(2)の申請地の現状及び今後の予定ですが、先ほどからも説明しておりますが、今現在も水稻を作付して、取得後も継続して耕作予定ということです。

以上のことから、2件とも農地法第3条第2項第1号から第7号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第3条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えております。

続いて、3件目、岩常\*\*\*\*\*の番地、面積が329平米、登記簿上も現況地目とも畑となっています。農振農用地区域外です。場所については、資料3の3ページ、岩常に入ってすぐのところですね。赤く塗っているところです。申請者については、譲受人は岩美町岩常の\*\*\*\*\*さん、69歳、それから譲渡人は同じく岩常の\*\*\*\*\*さん、76歳です。こちらは贈与による所有権移転となっております。

今回の申請土地は、譲受人の\*\*\*\*\*さんのお宅の住居の真裏というか、隣地です。譲渡人である\*\*\*\*\*さんが耕作をやめるとのことで、\*\*\*\*\*さんのほうからこの土地を譲り受けたいということを\*\*\*\*\*さんのほうに掛け合ったところ、両方で合意が得られたので、今回の申請に至ったということだそうです。

許可要件については、資料3の4ページで説明をさせていただきます。

農地法の全部効率要件ですが、農業用機械について耕運機を1台、草刈り機を2台所有しておられるそうです。

それから、取得後に本人または世帯員が農作業に常時従事のほうです

が、申請者本人が年間２００日、妻が年間１８０日作業に従事するということです。

それから、農業委員会が定める下限面積を超えているかどうかというところですが、取得後の耕作面積は４，６３７平米で４６アールとなりますが、小田の下限面積は３０アールですので、下限面積を超えています。

それから、周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことということで、引渡し前も後も畑として利用するため、周辺農地への影響はない。地域での水路清掃、除草作業等に参加し、用水路の管理に努めるということです。

それから、農業委員会のほうの基準ですが、継続して耕作については誓約書をいただいております。それから、通作距離は家の裏ですので、徒歩１分というところです。

それから、（２）申請地の現状及び今後の予定ですが、現状も野菜を栽培中、取得後も引き続き野菜や芋等を作付する予定ということです。

以上のことから、農地法第３条第２項第１号から第７号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第３条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えております。

それから最後、岩井の申請地、４件目ですが、２筆ございます。場所については、資料３の５ページに赤く記しております。１番が大字岩井\*\*\*\*、こちらが１，０１３平米、それからもう一筆が岩井の\*\*\*\*\*、面積が１，７５５平米となっていますが、\*\*\*\*\*のほうは登記簿、現況地目とも田となっておりますが、\*\*\*\*\*のほうは登記簿上は田ですけれども、現況地目は畑となっております。こちらについては、平成１１年に地目変更届が出ておりまして、畑となっているということです。

申請者は、譲受人が鳥取市の\*\*\*\*\*さん、６５歳、それから譲渡人は岩美町岩井の亡くなられてる方の登記のままですが、\*\*\*\*\*さんの相続人代表者\*\*\*\*\*さんです。贈与による所有権移転となっております。

それから、今回のこちらについては亡くなられた\*\*\*\*\*さんの奥様についてちょっと農業のほうはなかなか難しいということで、\*\*\*\*\*さんに贈与して耕作をしてほしいということで今回の申請に至っております。

それから、許可要件については資料３の６ページでご説明しますが、取得農地を含む全てを効率的に利用の部分については、農業用機械をトラクター、コンバイン、田植機をそれぞれ１台所有されております。

それから、常時従事要件ですが、本人は年間２００日、夫が年間１００日作業に従事するとなっています。

それから、下限面積のほうですが、取得後の耕作面積は１万２，８５２平米で１２８アールとなりまして、岩井の下限面積１０アールを超えています。

それから、周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>については、番号４については引渡し前も後も水田として利用するため、周辺農地への影響はない。それから、番号５は現況畑となっておりまして、取得後は苗場として利用するため周辺農地への影響はない。それから、地域での水路清掃、除草作業等に参加し、用水路の管理に努めるとのことです。</p> <p>それから、農業委員会の基準ですが、誓約書のほうを提出していただいております。それから、通作距離は鳥取市のほうから自動車で２０分となっております。</p> <p>それから、申請地の現状及び今後の予定ですが、番号４のほうは現状も水稻を作付して、取得後も水田として利用予定だそうです。それから、番号５のほうは現況地目畑となっており、現在は保全管理されていますが、取得後は苗場として利用予定だそうです。</p> <p>以上のことから、農地法第３条第２項第１号から第７号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第３条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入りたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>ご意見がないようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>第２号議案「農地法第３条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。全員賛成でございますので、承認されました。ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>それでは、第３号議案に入らせていただきます。</p> <p>「令和２年度農用地利用集積計画第５号について」、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>今回の農用地利用集積計画では、利用権設定１件の決定を求められてい</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>ます。</p> <p>15ページに申出書の一覧をつけておりますけども、先ほど報告のほうでご説明しました18条6項の合意解約の報告で上がった*****さんと機構との解約の分と機構と*****さんの解約をした筆を新たに中間管理事業へ貸し出すものとなっています。</p> <p>16ページにその明細をつけております。2筆です。</p> <p>この土地については、次の配分計画の議案でご説明しますが、*****に配分される予定となっております。</p> <p>賃借権によるもので、1件2筆、3,972平米となっています。</p> <p>今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えております。</p> <p>説明は以上となります。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>質疑に入りたいと思います。質問がある方、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>ないようでございますので、採決に入らせていただきます。</p> <p>議案第3号「令和2年度農用地利用集積計画第5号について」、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。全員賛成でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>それでは、引き続いて議案第4号「令和2年度農用地利用配分計画第5号について」、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>18ページにこのたびの配分計画の各筆明細を載せております。6件26筆、4万5,819平米について意見を求められております。</p> <p>このうち、先ほど利用権設定しました3番の*****については、ハウスを設置してキクラゲを栽培するというものだそうです。</p> <p>19ページから23ページまで、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図をつけておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>                                                                                                                                        |

議 長

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。

それでは、整理番号 1 番の\*\*\*\*\*に設定されます 2 件の農地についてご意見ございましたら。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入らせていただきます。

整理番号 1 番、\*\*\*\*\*の利用権の設定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

それでは、2 番の\*\*\*\*\*さんの利用権設定についてご意見がある方、質問のある方、挙手をお願いします。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

では、採決のほうに入らせていただきます。

2 番の\*\*\*\*\*さんの利用権設定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので、承認されました。

それでは、5 番の\*\*\*\*\*さんの利用権設定について、ご意見、質問のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決に入らせていただきます。

5 番の\*\*\*\*\*さんの利用権設定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長         | <p>それでは、3 番、4 番、6 番の****、それから****さん、それから**<br/>***さんの 3 件についてご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                |
| 議 長         | <p>では、ないようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>3 番、4 番、6 番の利用権設定について、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>                                                                                                                                                       |
| 議 長         | <p>ありがとうございました。全員賛成です。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長         | <p>では、その他に入らせていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 振興公社<br>事務局 | <p>○令和 2 年度農用地利用集積検討会及び機構法 2 6 条会議開催計画に<br/>ついて</p> <p>○町が発注する工事に関する一時転用について</p> <p>○農業委員会組織による「令和 2 年 7 月豪雨災害義援金」の募集につい<br/>て</p> <p>○令和 2 年度農業委員会特別研修会開催要領について</p> <p>○農地法第 3 条の規定に関する審査基準について</p> <p>○会長、職務代理人、農地部長、農政部長による活動計画を検討につい<br/>て</p> |
| 議 長         | <p>来月は 1 1 月 1 0 日火曜日、1 時半からということで。<br/>ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                           |